

## 藤沢市少年の森再整備事業に係る基本計画 の策定について（中間報告）

藤沢市少年の森再整備事業（以下「本事業」という。）については、本年3月に「藤沢市少年の森再整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、今年度は「藤沢市少年の森再整備事業に係る基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定を進めています。

今回は、現時点における基本計画の検討状況等について中間報告するものです。

### 1 現在までの主な取組状況

#### （1）基本構想の策定

令和7年2月市議会定例会で基本構想の案を報告し、本年3月基本構想を策定しました。

##### ア 再整備コンセプト

再整備で目指す施設の在り方「森と水のキャンパス～体験・創造型ネイチャーフィールド～」を具現化するために、出逢いを通して”発見・わくわく”が生まれる場所として「エウレカの森」を再整備コンセプトに掲げています。

##### イ 事業手法

（ア）再整備後の管理運営について、指定管理者制度を採用することとした。

（イ）運営・維持管理等実施予定者は施設の設計準備段階から関与できるよう早期に選定し、設計事業者と施設理念を共有しながら共に準備が可能となるEOI方式（Early Operator Involvement）方式を採用しました。

#### （2）運営・維持管理等実施予定者の選定

本年7月、公募型プロポーザルにより代表事業者 公益財団法人藤沢市みらい創造財団（構成事業者 横浜植木株式会社）を運営・維持管理計画策定業務の受託者及び供用開始後の指定管理者の予定者として選定しました。

### 2 基本計画（案）の概要

基本計画は、EOI方式の特性や藤沢市少年の森再整備基本方針（以下「基本方針」という。）及び基本構想等を踏まえながら、導入施設機能や設備、必要諸室等の整理など、整備を具体化するもので、今回お示しする内容は現時点での想定イメージです。

## (1) 主な建築物等の諸室機能

No.	区分	施設名・エリア	延床面積 (m <sup>2</sup> )	機能
1	建替	管理棟	1,150 (現在299)	雨天時でも屋外活動が行えるよう、軒下空間を活用した設計にするとともに、研修や調理など多目的に利用できるスペース、シャワールーム等を設けます。
2	改築	宿泊棟	250	宿泊室の他、多目的に使える研修スペース等を設けます。
3	建替	炊事棟エリア		野外炊事場、喫食できるスペース、トイレの他、キャンプ用品等の倉庫等を設けます。
4		營火場・創作広場エリア		キャンプファイヤーなどを行える營火場や木工クラフトなどを創作できる広場等を設けます。
5	新築	東屋 (3か所)	計160	各所に休めるスペースがほしいとの要望が多かったため、休憩スペースとして東屋を設けます。
6	新築	トイレ棟	70	グラウンド側にもトイレ棟の設置を望む声が多かったため、休憩スペースを兼ねたトイレ棟を設けます。
7		駐車場		既存スペース(100台)と合わせて200台程度設けます。駐車場の不足は現在においても優先度の高い課題であることから、拡幅する駐車場は先行して整備を進めています。
8		アスレチック エリア		人気のアスレチックを厳選し10基程度を新設または修繕を行い、リニューアルを図ります。

## (2) イメージパース



### 3 スケジュール

これまで、開発行為の許可を受けない範囲での再整備を想定していましたが、基本方針・基本構想を踏まえ、これまでに寄せられてきた地域要望等の実現に向け、基本計画の策定を進める中で、開発行為の許可申請を行う必要が生じました。

このため、基本構想で示した期間から、基本計画策定までの期間を3か月、設計期間を約1年間延長する必要があります。供用開始が令和12年4月に変更となります。

～今年度の主な取組～

令和7年12月 12月市議会定例会で基本計画の策定について（中間報告）

令和7年12月

～令和8年1月 地元への意見聴取

2月 2月市議会定例会で基本計画の策定について（最終報告）

3月 少年の森再整備基本計画の策定

